

# 認定申請の種別について【私・国立幼稚園用】

在籍(予定)施設の種別は、どちらですか。(※種別は、直接各園に問合せください。)

未移行園(私学助成園)又は国立幼稚園

新制度移行園

保育の必要性の事由に該当しますか。  
(該当有無は、次項をご確認ください。)

保育の必要性の事由に該当しますか。  
(該当有無は、次項をご確認ください。)

いいえ

はい

いいえ

はい

施設等利用給付認定(変更)  
申請書にて  
**【1号認定】**  
を申請してください。  
※1 認定の申請のために必要な  
書類の(1)を確認ください。

施設等利用給付認定(変更)  
申請書にて  
**【2号認定】**  
を申請してください。  
※1 認定の申請のために必要な  
書類の(2)を確認ください。

施設型給付費・地域型保育  
給付費等 教育・保育給付認  
定(変更・再交付)申請書にて  
**【1号認定】**  
を申請してください。  
※私立幼稚園(新制度移行園)を  
確認ください。

・施設型給付費・地域型保育  
給付費等 教育・保育給付認  
定(変更・再交付)申請書に  
て  
**【1号認定】**  
※私立幼稚園(新制度移行園)を  
確認ください。  
・施設等利用給付認定(変  
更)申請書にて  
**【2号認定】**  
※1 認定の申請のために必要な  
書類の(2)を確認ください。  
を申請してください。

# 「認定のための必要書類について」

★「保育の必要性」の事由		証明書類（世帯の保護者全員分が必要です）
就労（予定含む） 〈給与所得者〉		*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 （勤務先の庶務・人事担当者に証明を依頼してください）
就労（予定含む） 〈自営業者〉	月48時間以上の就労をしている	①*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 （ご自身で書式の両面を記入してください） ②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー （きょうだいの申請等で既に提出しており状況に変更がない場合は、その旨を余白に記載し提出すれば、省略できます）
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム
求職活動	求職活動を継続的に行っている	*求職活動状況申告書
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神 もしくは身体に障害を有している	*診断書 （通院または入院先の診療担当の方に証明を依頼してください）
障害		障害者手帳のコピー
妊娠・出産	妊娠中または出産直後（出産日から起算して 57日目が経過する月の末日まで）である	母子健康手帳の表紙及び出産予定日のわかるページのコピー （既に出産されている場合は、出生届済証明のページのコピー）
看護・介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を 含む）を常時介護または看護している	①*介護状況申告書 ②介護を受ける人の診断書・障害者手帳・保険証・ケアプラン等のコピー
その他	育児休業取得時の 継続利用	*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 （勤務先の庶務・人事担当者に証明を依頼してください） 【証明書内「⑩育児休業期間」への記入が必要となります】 （復職にかかる手続き等は、幼児保育課に問い合わせください）
	その他法令で定め るもの	DV・虐待・災害復旧など 必要書類は幼児保育課に問い合わせください

- 「\*」の印がついた書類は、文京区所定の様式です。必要に応じてダウンロードをお願いします。
- 証明書類には、有効期限があります。有効期限を切れている書類については転用できませんので、ご注意ください。
- 在職・採用内定証明書等の証明書類の発行はお時間がかかる場合がございます。対象となる方はお早めにご準備をお願いします。